

経営事項審査の審査基準が改正されたことに伴う令和3・4年度及び令和5・6年度 一般競争(指名競争)参加資格(建設工事)の再認定について

本州四国連絡高速道路株式会社では、令和5年1月1日に経営事項審査の審査基準が改正されたことに伴い、希望者に対して競争参加資格の再認定を実施します。

1. 再認定の申請ができる者

改正前の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づき、令和3・4年度及び令和5・6年度の一般競争(指名競争)参加資格(建設工事)の認定を受けている者のうち、改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書を取得した者は、希望により当該総合評定値通知書に基づき競争参加資格の再認定の申請を行うことができます。

なお、経常建設共同企業体については、その構成員全てが改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づいて申請することが必要です。

2. 再認定の受付期間及び場所

①受付期間	○令和3・4年度の競争参加資格の場合 令和5年1月16日(月)から令和5年2月15日(水)まで ○令和5・6年度の競争参加資格の場合 令和5年4月3日(月)から令和5年6月30日(金)まで
②受付場所	以下の提出場所において、郵送でのみ受け付けます(<u>持参不可</u>)。 なお、申請書類は書留郵便等により提出してください。 【提出(郵送)場所】 〒651-0088 神戸市中央区小野柄通 4-1-22 アーバンエース三宮ビル 本州四国連絡高速道路株式会社 経理部会計契約課 TEL 078-291-1035(直通) ※お問い合わせ受付時間 9:30~12:00 及び 13:00~17:00 (土曜日、日曜日、祝日を除く。) 申請書類等の送達に関するお問い合わせには応じかねますので、送達の確認が必要な場合は、配達証明付郵便等の追跡結果をもってご確認ください。 また、受付確認用の返信用封筒・はがき等の返送は行いません。同封されていた場合は破棄いたしますので、あらかじめご了承下さい。

3. 再認定に係る資格審査申請書及び添付書類

- ① 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(建設工事) (様式①-1、様式①-2)
様式①-1右上の余白部分に『**再認定希望**

② 工事分割内訳表(様式②)

総合評定値通知書に記載されている一つの年間平均完成工事高を、いくつかの登録を希望する工事種別に分割して申請する場合又は総合評定値通知書に記載されているいくつかの年間平均完成工事高を、登録を希望する一つの工事種別に合算して申請する場合に提出が必要です。

③ 業態調書(様式③)

④ 営業所一覧表(様式④)【変更がある場合のみ】

⑤ 改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書の写し

雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっていることが条件となります。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となったものは、それぞれ当該事実を証明する書類(保険料の領収書等)の提出が必要です。

4. 随時受付の申請に係る留意事項

随時申請を行う場合は、最新の総合評定値通知書であれば建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示(令和4年国土交通省告示第827号)による改正前又は改正後のどちらの審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書を使用することも可能です。

5. その他再認定の申請に関する留意事項

- (1) 再認定の結果を受けた後に、希望工種区分の認定内容を従前の内容に戻すことはできません。また、再認定済みの希望工種区分の認定内容の変更はできませんので、申請にあたっては、申請内容を十分確認した上で行ってください。
- (2) 再認定の申請は、一部の工種のみを選択して行うことはできません。認定を受けている全ての工種について再認定を申請していただきます。
- (3) 改正前の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づき、競争参加資格の認定を受けていた者が、改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づき工種の追加を申請する場合には、当該申請に併せて、すでに受けている全ての認定資格についても改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づき再認定を申請していただきます。
- (4) 工事の入札手続きに参加をしている者で、すでに競争参加資格の確認又は指名通知を受けている場合であっても、当該入札案件の開札日までの間に再認定を受けた結果、等級などが変わり入札参加条件を満たさなくなったりときは当該入札に参加する資格を失います。
- (5) 再認定の結果の通知については、ホームページに掲載する工事有資格者名簿への掲載をもって通知に代えることとします。認定までに要する期間は、申請書類の受付後およそ45日程度です。

6. 申請書類及び申請書作成の手引きの入手

申請書作成の手引き並びに申請書等の様式については、本州四国連絡高速道路株式会社のホームページから入手してください。ホームページアドレスは、以下のとおりです。

https://www.jb-honshi.co.jp/corp_index/keiyaku/shinsa/